社会福祉法人　王慈福祉会　定款

第１章　総則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人（以下、「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むこと、心身ともに健やかに育成することができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1)第一種社会福祉事業

(ｲ) 特別養護老人ホームの経営

(ﾛ) 軽費老人ホームの経営

(ﾊ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(ｲ) 老人デイサービス事業の経営

(ﾛ) 老人短期入所事業の経営

(ﾊ) 老人居宅介護等事業の経営

(ﾆ) 認知症対応型老人共同生活介護事業の経営

(ﾎ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(ﾍ) 障害福祉サービス事業の経営

(ﾄ) 相談支援事業の経営

(ﾁ) 移動支援事業の経営

(ﾘ) 保育所の経営

(ﾇ) 障害児通所支援事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人王慈福祉会という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、障害者・児、子育て世帯、経済的に困窮する者等、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を岡山県倉敷市児島下の町5丁目2番17号に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上９名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

3　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5　評議員選任･解任委員会の決議は､委員の過半数が出席し､その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の資格）

第７条　社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第８条　評議員の任期は､選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3　評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第９条　評議員に対して、各年度の評議員 1 人あたりの総額が 1.000.000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を､報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第 10 条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 11 条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任又は解任
(2)　理事及び監事の報酬等の額
(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(5)　定款の変更
(6)　残余財産の処分
(7)　基本財産の処分
(8)　社会福祉充実計画の承認
(9)　事業計画及び収支予算
(10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
(11) 公益事業に関する重要な事項
(12) 解散
(13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 12 条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第 13 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
（議長）
第 14 条　評議員会に議長を置き、議長はその都度互選で選任する。
（決議）
第 15 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任
(2) 定款の変更
(3) その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 17 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4　第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第 16 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役員並びに職員

（役員の定数）
第 17 条　この法人には、次の役員を置く。
(1) 理事　　6 名
(2) 監事　　2 名
2　理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長とする。
3　前項の副理事長をもって、社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。
（役員の選任）
第 18 条　　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2　理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
（役員の資格）
第 19 条　社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
2　社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）
第 20 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3　理事長及び副理事長は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第 21 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
（役員の任期）
第 22 条　理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
3　理事又は監事は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第 23 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
（役員の報酬等）
第 24 条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
2　前項の規定に関わらず、業務のために要した費用は、別に定める役員等の役員報酬規程により支弁することができる。
（役員の賠償責任）
第 25 条　理事、監事はその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。
（責任の免除）
第 26 条　前条の規定にかかわらず、理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して、特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。
（責任限定契約）
第 27 条　理事（理事長、副理事長、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）ならびに監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、監事の同意および理事会の議決によって、非業務執行理事等と責任限定契約を締結することができる。
2　前項の契約に基づく限度額は金 5 万円以上で予め定めた額と社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項第 2 号で定める額とのいずれか高い額を限度とする。

（職員）
第 28 条 この法人に、職員を置く。
2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）
第 29 条　理事会は、全ての理事をもって構成する。
（権限）
第 30 条　理事会は、次の職務を行う。ただし、別に日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
（招集）
第 31 条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
（議長）
第 32 条　理事会に議長を置き、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事の互選で選任する。
（決議）
第 33 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、以下の事項及び別に定める事項については、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意を受けるものとする。
(1) 基本財産の処分
(2) 事業計画及び収支予算
(3) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
(4) 公益事業に関する重要な事項
3　前 2 項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第 34 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）
第35条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。
2　基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
3　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
4　公益事業用財産は、第44条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第36条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、倉敷市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、倉敷市長の承認は必要としない。

１　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

２　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第37条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するとする。

（事業報告及び決算）

第 39 条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について第 3 者の公認会計士等の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 第 3 者の公認会計士等による会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 40 条　この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 41 条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 42 条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第 43 条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、予め理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

第７章　公益を目的とする事業

（種別）

第44条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、心身ともに健やかに育成され、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業
(2) 地域密着型サービス事業
(3) 介護予防サービス事業
(4) 訪問介護員養成研修事業
(5) 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業
(6) 移送サービス事業
(7) 地域包括支援センターの事業
(8) 介護予防支援事業
(9) 地域生活支援事業
(10) 奨学金貸与事業
(11) 福祉・医療連携型共同住宅を経営する事業
(12) 喀痰吸引等研修事業
(13) 訪問看護事業
(14) 住宅確保要配慮者居住支援事業

ア.登録事業者からの要請に基づき、登録住宅入居者の家賃債務の保証をすること
イ.住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと
ウ.賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、その生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと
エ.賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供を行うこと
オ.前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと

第45条　この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第46条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第９章　定款の変更

（定款の変更）

第47条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、倉敷市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を倉敷市長に届け出なければならない。

第１０章　公告の方法その他

（公告の方法）

第48条　この法人の公告は、社会福祉法人王慈福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第49条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	胡谷　直
理　事	高橋　鼎
〃	高橋美代子
〃	難波　凌
〃	中嶋廣介
〃	中嶋純子
〃	大月満智子
〃	今田信太郎
〃	清板忠勝
〃	大平久代
監　事	笹野英俊
〃	小橋政彦

２　この定款は、平成29年4月 1日から施行する。

３　この定款は、平成30年7月17日から施行する。

４　令和元年7月17日付けの定款変更に伴い、令和元年9月10日から令和3年3月31日までに増員された評議員1名の任期は、定款第5条の規定に関わらず、令和2年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

５　この定款は、令和6年6月 7日から施行する。

６　この定款は、令和7年1月23日から施行する。

７　この定款は、令和8年2月18日から施行する。

別表

基本財産
【土地】 ・岡山県倉敷市児島下の町5丁目1464番3（493.58平方メートル） ・岡山県倉敷市児島下の町5丁目1475番2（377.66平方メートル） ・岡山県倉敷市児島下の町5丁目1465番8（478.76平方メートル） ・岡山県倉敷市児島下の町5丁目1476番2（11.95平方メートル） ・岡山県倉敷市児島下の町5丁目1463番1（750平方メートル） 所在の王慈園敷地 ・岡山県倉敷市児島下の町5丁目1479番（495平方メートル） ・岡山県倉敷市児島下の町5丁目1474番（505平方メートル） ・岡山県倉敷市児島下の町5丁目1477番2（144.02平方メートル） ・岡山県倉敷市児島下の町5丁目1478番2（103.92平方メートル） ・岡山県倉敷市児島下の町5丁目1473番3（109.1平方メートル） 所在のロイヤルウイング敷地 ・岡山県倉敷市児島下の町2丁目1529番2（747平方メートル） ・岡山県倉敷市児島下の町2丁目1529番4（303平方メートル） ・岡山県倉敷市児島下の町2丁目1525番9（94平方メートル） ・岡山県倉敷市児島下の町2丁目1525番7（354平方メートル） 所在の王慈療護園敷地 ・岡山県倉敷市児島下の町3丁目1719番地１（272平方メートル） 所在の王慈園ホームヘルパーステーション敷地 ・岡山県倉敷市児島田の口7丁目3694番24（2,623平方メートル） 所在の十王堂おうじならびにベネヴィータ王慈敷地 ・岡山県倉敷市児島下の町3丁目1718番2（37.48平方メートル） ・岡山県倉敷市児島下の町3丁目1718番7（203.21平方メートル）
基本財産

【家屋】
・岡山県倉敷市児島下の町5丁目1464番地3・1464番地1・1475番地2・1476番地2
所在の家屋番号1464番3
　　鉄筋コンクリート造陸屋根スレート葺地下1階付6階建王慈園園舎（延床面積5,091.25平方メートル）
・岡山県倉敷市児島下の町5丁目1479番地・1473番地3・1474番地・1477番地1・1477番地2・1478番地1・1478番地2
所在の家屋番号1479番
鉄筋コンクリート造瓦葺地下1階付7階建ロイヤルウイング園舎（延床面積4,374.8平方メートル）
・岡山県倉敷市児島下の町5丁目1491番3・1488番3
所在の家屋番号1491番3
鉄骨造2階建グループホーム蔵の家園舎（延床面積660.28平方メートル）
・岡山県倉敷市児島下の町2丁目1529番2・1525番7・1529番地4
所在の家屋番号1529番2の2
鉄筋コンクリート造瓦葺地下1階付5階建王慈療護園園舎（延床面積2,970.01平方メートル）
・岡山県倉敷市児島下の町3丁目1719番地1
所在の家屋番号1719番1
　　木造瓦葺平屋建王慈園ホームヘルパーステーション事務所（延床面積111.46平方メートル）
・岡山県倉敷市児島田の口7丁目3694番地24
所在の家屋番号3694番24
　　木造かわらぶき平屋建十王堂おうじ園舎（延床面積310.12平方メートル）
所在の家屋番号3694番24の2
鉄骨造陸屋根5階建ベネヴィータ王慈園舎（延床面積2,740.8平方メートル）
・岡山県倉敷市児島下の町9丁目1番地19
所在の家屋番号1番19
コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建物置（32.57平方メートル）
所在の家屋番号1番19の2
鉄骨造合金ﾒｯｷ鋼板ぶき・陸屋根2階建琴浦中認定こども園園舎（延床面積954.19平方ﾒｰﾄﾙ）